

東串良町耐震改修促進計画

(素案)

令和8(2026)年〇月

目次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	3
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画期間	3
5. 対象区域及び対象建築物	3
第 2 章 東串良町における地震特性と被害の想定	5
1. 想定される地震の規模及び震度分布	5
2. 想定される被害の状況	8
3. 地震発生時に通行を確保すべき道路	10
第 3 章 町内建築物の耐震化の現状と課題	12
1. 住宅の耐震化の現状	12
2. 特定建築物の耐震化の現状	13
3. 町有公共建築物の耐震化の現状	15
4. 通行障害建築物の状況	16
5. ブロック塀の状況	17
6. 耐震化を取り巻く課題	19
第 4 章 建築物の耐震化の目標	20
1. 目標設定の考え方	20
2. 住宅の耐震化目標	20
3. 特定建築物の耐震化目標	21
4. 公共建築物の耐震化目標	21
5. 通行障害建築物及びブロック塀等への対応目標	21
第 5 章 耐震診断及び耐震改修の促進施策	22
1. 基本的な取組方針	22
2. 住宅の耐震診断・改修支援	22
3. 特定建築物の耐震化支援	23
4. 公共建築物の地震安全性向上	23
5. 通行障害建築物対策	23
6. ブロック塀等対策	24

7. 地震時の建築物の総合的な安全対策	24
8. 住宅の耐震改修に伴う仮住居確保に関する事項	24
第 6 章 普及啓発及び住民支援	25
1. 防災マップ等の公表・活用	25
2. 情報提供・相談体制の拡充	25
3. 普及啓発活動	25
4. 振興会などとの連携	26
5. 高齢者向け資金確保手法の周知	26
6. 木造住宅の耐震性能検証法の周知	26
第 7 章 耐震改修促進法等に基づく指導及び助言	27
1. 耐震改修促進法に基づく指導及び助言	27
2. 建築基準法に基づく勧告及び命令等	27
3. ブロック塀等の安全性の確認等実施要領に基づく措置	27
第 8 章 計画の推進体制と検証	28
1. 推進体制	28
2. 計画の進行管理及び検証	28
第 9 章 参考資料	29
1. 用語解説	29
2. 町有公共建築物リスト(町有住宅を除く)	33
3. 揺れやすさマップ	37
4. 地域危険度マップ	38
5. 地震発生時に通行を確保すべき道路	39
6. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法) 抜粋	41
7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	52

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くの尊い命が失われ、その多くが住宅や建築物の倒壊などによるものでした。この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定され、全国で住宅及び建築物の耐震化が進められてきました。その後も、東日本大震災、平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震、令和8年熊本地震などの大規模地震が発生しており、建築物の耐震化の重要性は今も変わっていません。鹿児島県（以下、県）においても、鹿児島湾を震源とする地震やトカラ列島近海を震源とする地震が発生しており、大地震はいつどこで起きてもおかしくない状況です。

国は、令和7年7月に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を改正しました。これを受けて、県は令和8年3月に「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」（以下、県計画）を改定し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化目標を見直すとともに、リフォームに併せた耐震改修、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの活用、昭和56年6月から平成12年5月までに建築された木造住宅に対する耐震性能検証法の普及啓発などを新たに位置付けました。

本町においても、これまで耐震化の促進に取り組んできましたが、建築物の老朽化、高齢化の進行、空き家の増加、避難所や防災拠点としての施設機能の確保など、計画を取り巻く状況は変化しています。このため、本計画の改定に当たっては、耐震改修促進法の制定以降の制度改正、近年の大規模地震による被害、国の基本方針及び県計画の改定内容を踏まえる必要があります。表1-1は、建築物の耐震化に関する主な出来事及び制度改正を整理したものです。

表 1-1 建築物の耐震化に関する主な出来事・制度改正の概要

年月	主な出来事・制度改正	主なポイント
昭和56年6月	建築基準法施行令の改正（耐震基準の強化）	いわゆる新耐震基準への移行により、昭和56年以前・以後で耐震性能の前提が大きく異なる区分として整理された。
平成7年1月	阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）	既存建築物の被害の教訓を踏まえ、建築物の耐震化を計画的に推進する必要性が顕在化した。
平成7年10月	建築物の耐震改修の促進に関する法律の制定（公布）	既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する法的枠組みが整備された。
平成12年6月	建築基準法施行令の改正（木造の接合部等に関する仕様規定の整備）	木造住宅の壁の配置や柱・はりの接合部の基準が明確化され、昭和56年6月から平成12年5月までに建築された住宅についても、その状況を確認する必要性が認識される契機となった。
平成18年1月	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号）の策定	耐震化促進の基本方針が告示され、国・地方公共団体・所有者等の役割や、計画に基づく施策推進の枠組みが整理された。
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	広域・複合災害の教訓を踏まえ、建築物の耐震化の重要性が改めて認識された。

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

年月	主な出来事・制度改正	主なポイント
平成25年11月	建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正 法施行（耐震診断義務化等）	不特定多数が利用する大規模建築物等について、耐震診断の実施義務や結果の公表等が制度化され、取組が強化された。
平成30年6月	大阪府北部を震源とする地震（大阪府北部地震）	ブロック塀等の倒壊被害を契機に、避難路等における通行の安全確保の必要性が顕在化した。
平成31年1月	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の改正（ブロック塀等の位置付け）	避難路沿道等の一定規模以上の組積造の塀について、耐震診断義務付けの対象に追加する等の見直しが行われた。
令和7年7月	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の改正（国土交通省告示第535号）	住宅等の耐震化目標の見直し等が行われ、取組の継続・強化が求められる方向性が示された。

出典：国土交通省による告示、報道発表資料等をもとに整理

また、表 1-2に示すとおり、近年の大規模地震では、建築物やブロック塀等の倒壊、避難所機能の低下など、建築物の耐震性や周辺環境の安全性に関わる被害が繰り返し発生しています。これらの教訓を踏まえ、本町においても住宅及び建築物の耐震化に加え、避難路・緊急輸送道路の機能確保、ブロック塀等の安全対策、避難所・防災拠点の機能維持を総合的に進める必要があります。

表 1-2 日本国内の大規模地震（平成 23 年以降）

発生年月日	地震の名称	M	最大震度	概要	全壊・半壊棟数
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	9.0	7	日本の観測史上最大の地震。巨大な津波が東北地方沿岸部を襲い、福島第一原子力発電所事故も発生するなど、未曾有の複合災害となった。	全壊：122,053棟 半壊：284,074棟
平成28年 4月14日、16日	熊本地震	7.3	7	震度7の揺れが2度発生。活断層が動いたことによる直下型地震で、多くの家屋が倒壊し、熊本城も甚大な被害を受けた。	全壊：8,667棟 半壊：34,719棟
平成30年6月18日	大阪府北部を震源とする地震（大阪府北部地震）	6.1	6弱	大都市圏の直下で発生。死者も出るなど、都市インフラへの影響が大きかった。ブロック塀の倒壊が社会問題となった。	全壊：56棟 半壊：1,067棟
令和6年1月1日	令和6年能登半島地震	7.6	7	令和で初めて震度7を観測。能登半島で大規模な家屋倒壊や土砂災害、津波被害が発生。道路の寸断により、多くの集落が孤立した。	全壊：6,537棟 半壊：23,703棟
令和8年7月28日	令和8年熊本地震	7.1	7	熊本県熊本地方を震源として発生。宇城市・氷川町で震度7を観測し、住宅や道路等に被害が生じた。	被害状況は集計中（令和8年9月時点）

出典：内閣府「防災情報のページ」、大阪府「大阪府災害年報（平成30年中）」をもとに整理

（※大阪府北部地震のデータは大阪府災害年報による）

2. 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊などから町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とするものです。

あわせて、住宅、多数の者が利用する建築物、防災拠点として重要な建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物などの耐震化を総合的かつ計画的に進めることにより、地域防災力の向上、避難路の確保及び災害時の機能維持を図ります。

3. 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、東串良町における建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるための計画として位置付けるものです。また、国の基本方針及び「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」を踏まえ、その内容との整合を図りながら、本町の実情に応じた取組を定めます。

さらに、本計画は、「東串良町地域防災計画」、「東串良町南海トラフ地震防災対策推進計画」、「東串良町公共施設等総合管理計画」などの関連計画と整合を図りながら策定するものです。特に、避難所、防災拠点、緊急輸送、公共施設の安全確保などに関わる内容については、関連計画との整合を重視します。

4. 計画期間

本計画の期間は、令和9年度から令和 18 年度までとします。社会情勢の変化、耐震改修促進法や国・県の関連制度の改正、耐震化の進捗状況などを踏まえ、計画期間の中間期を目途に達成状況を確認し、必要に応じて内容を見直します。

5. 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は東串良町全域とします。本計画の対象とする建築物は、住宅、多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物、防災拠点として重要な建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物とします。あわせて、地震時に倒壊して避難や通行の妨げとなるおそれがあるブロック塀等についても、安全対策の対象として位置付けます。

表 1-3は、耐震改修促進法における規制対象建築物の区分を整理したものです。本計画では、法に基づく対象建築物の区分を踏まえつつ、本町の建築物の状況、防災上の役割、避難路・緊急輸送道路との関係を考慮して、耐震化及び安全対策を進めます。

また、町有建築物については、庁舎、避難所、防災拠点施設等を中心に、その耐震化の状況及び今後の方針を示します。国又は県が所有する建築物については、本町が直接の整備主体ではないことから、本計画における町の施策対象には含めず、必要に応じて各施設管理者との情報共有を図るものとします。

第 1 章 計画策定の趣旨

5. 対象区域及び対象建築物

表 1-3 耐震改修促進法における規制対象建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物 (法第14条) ※ 太線内は多数の者が利用する建築物	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物(法第15条第2項)	耐震診断義務付け対象建築物(法附則第3条, 法第7条等)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が 12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

出典：「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」

第 2 章 東串良町における地震特性と被害の想定

1. 想定される地震の規模及び震度分布

本町で建築物の耐震化を進めるためには、どのような地震が想定され、どのような揺れ、津波、液状化などの被害が生じるおそれがあるのかを把握しておくことが重要です。

県では、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、県内に大きな被害をもたらすおそれがある地震について、地震動、津波、液状化等の想定を行いました。その後、国による南海トラフ地震の被害想定の見直しや令和6年能登半島地震等から得られた教訓を踏まえ、令和7年度から令和8年度にかけて、新たな地震等災害被害予測調査が実施されています。

新たな調査では、鹿児島湾直下、県西部直下、甕島列島東方沖、県北西部直下、熊本県南部、県北部直下、南海トラフ、種子島東方沖、トカラ列島太平洋沖、奄美群島太平洋沖等の地震に加え、各市町村の直下で発生する地震についても検討が行われています。

表 2-1 新たな鹿児島県地震等災害被害予測調査における主な想定地震

想定地震等	マグニチュード	本町への影響・備考
鹿児島湾直下	7.1	新調査の地震動想定では、本町の最大震度は5強
県西部直下	7.2	
甕島列島東方沖	7.5	
県北西部直下	7.0	
熊本県南部	7.3	
県北部直下	7.1	
南海トラフ(最大クラス)	9.0	新調査(陸側ケース)では、本町の最大震度は6弱
種子島東方沖	8.2	本町に強い揺れをもたらす地震の一つ
トカラ列島太平洋沖	8.2	
奄美群島太平洋沖(北部)	8.2	
奄美群島太平洋沖(南部)	8.2	

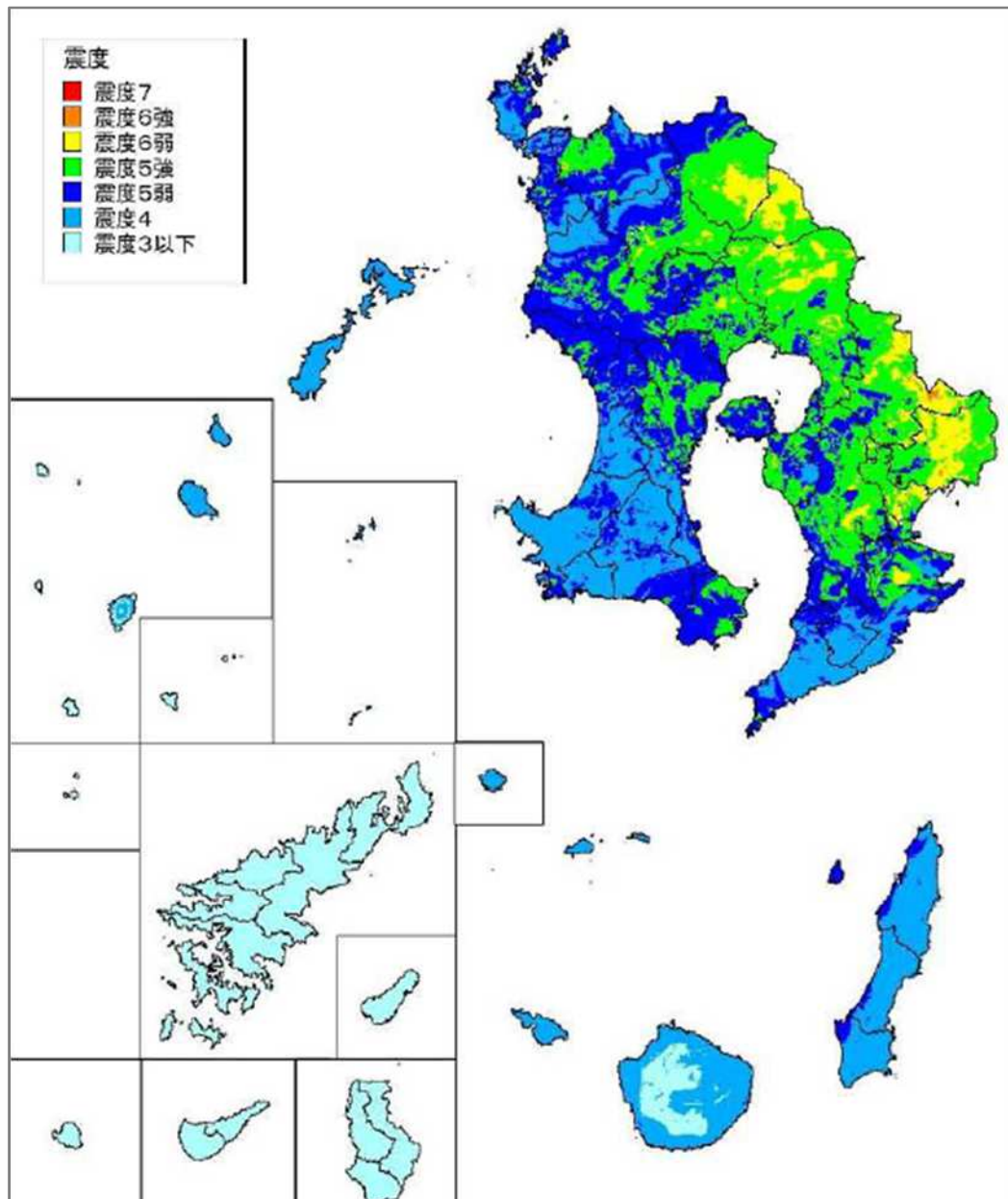
出典：鹿児島県「地震等災害被害予測調査検討有識者会議」資料を基に作成

※県の新たな地震等災害被害予測調査は令和7年度から令和8年度にかけて実施中であり、本表は令和8年8月時点で公表されている資料に基づき整理しています。

第 2 章 東串良町における地震特性と被害の想定

1. 想定される地震の規模及び震度分布

新たな調査における地震動の想定結果では、鹿児島湾直下地震が発生した場合、本町では最大震度5強の揺れが想定されています。また、最大クラスの南海トラフ地震（陸側ケース）では、本町に最大震度6弱の揺れが想定されており、平成 24～25 年度に実施された前回調査の震度5強から見直されています。



出典：鹿児島県「第4回地震等災害被害予測調査検討有識者会議 地震動の想定結果」

図 2-1 南海トラフ地震(最大クラス・陸側ケース)における本町の最大震度

南海トラフ地震については、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。また、「東串良町南海トラフ地震防災対策推進計画」では、本町における最大津波高は9mとされています。

1. 想定される地震の規模及び震度分布

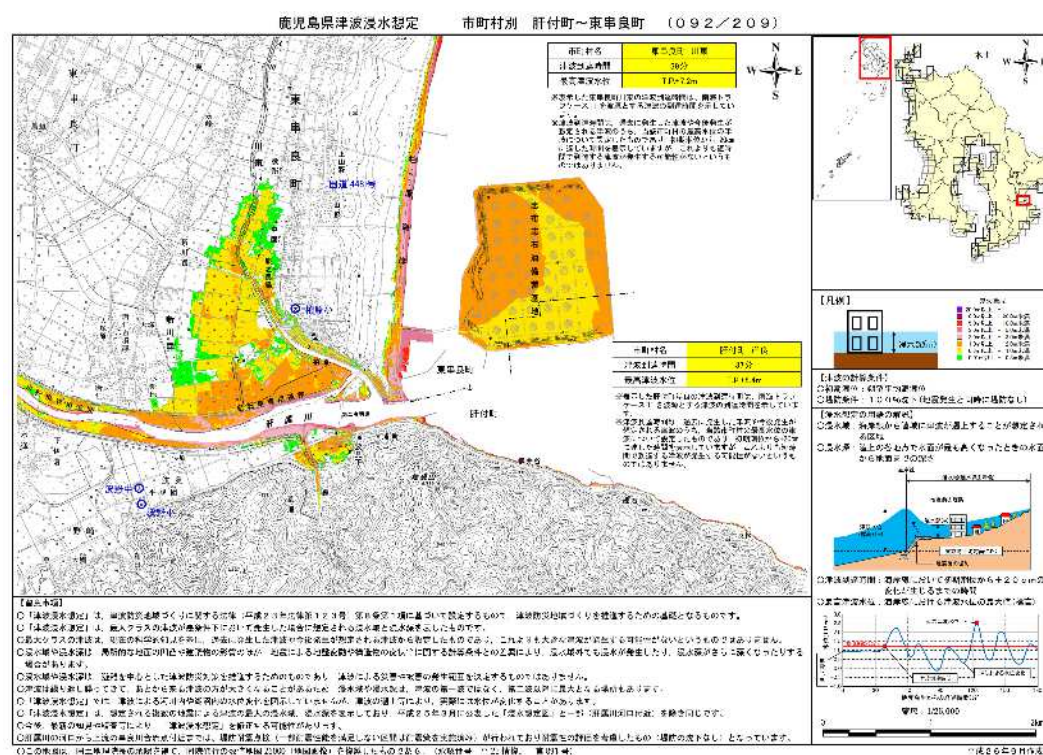


図 2-2 南海トラフの津波浸水想定

7

第 2 章 東串良町における地震特性と被害の想定

2. 想定される被害の状況

地震による建築物被害は、地震の規模や震度だけでなく、地盤条件、建築物の構造、建築年次及び老朽化の状況等によって異なります。このため、本町では、町内における地震時の揺れやすさを分かりやすく示す「揺れやすさマップ」を活用し、住宅・建築物の耐震化の必要性を住民に伝えるための基礎資料とします。

また、住宅や建築物の倒壊防止を基本としつつ、避難所、防災拠点となる建築物、避難経路、緊急輸送道路沿道建築物、ブロック塀等についても、地震発生時の被害軽減と避難・救援活動の確保の観点から耐震化及び安全対策を進めます。

2. 想定される被害の状況

大規模地震が発生した場合、本町では、住宅や建築物の損壊、ブロック塀などの倒壊、避難所機能の低下、道路の通行障害、ライフラインの停止などが生じるおそれがあります。これらの被害は、町民の生命や財産に直接影響するだけでなく、避難、救助、医療、物資輸送、応急復旧などの災害対応にも大きな支障を及ぼします。

「東串良町南海トラフ地震防災対策推進計画」では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合に本町で被害が最大となるケースについて、建物被害、人的被害、避難者、帰宅困難者、上水道、電力、固定電話などの被害が整理されています。建物被害では、全壊・焼失棟数、半壊棟数ともに液状化による被害が大きく見込まれています。また、人的被害では津波による死者及び負傷者が想定されており、避難者についても、被災直後から1か月後まで、避難所及び避難所外での生活が継続することが想定されています。

最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合に本町で被害が最大となるケースについての被害想定を表 2-2に示します。

表 2-2 南海トラフ地震による本町の被害想定

項目		被害想定結果	被害の概況	
建物被害	全壊・焼失棟数	570 棟	液状化	550 棟
			揺れ	0 棟
			斜面崩壊	—
			津波	20 棟
			火災	0 棟
	半壊棟数	1, 900 棟	液状化	1, 900 棟
			揺れ	10 棟
			斜面崩壊	—
			津波	40 棟
			火災	0 棟
人的被害	死者数	40 人	津波	40 人
	負傷者数	20 人	津波	20 人
	重症者数	0 人	—	—
	要救助者数	0 人	—	—
	要搜索者数	50 人	—	—
	避難者数	被災 1 日後： 840 人	避難所	510 人
			避難所外	330 人
		被災 1 週間後： 890 人	避難所	470 人
			避難所外	420 人
		被災 1 か月後： 830 人	避難所	250 人
			避難所外	580 人
	帰宅困難者数	260 人		
ライフライン被害	上水道被害	断水率：31%	各地で断水が起こる。	
	電力	停電一部地域	一部地域において停電が発生すると想定される。	
	固定電話	不通回線一部地域	一部地域においては回線の混雑が 1 週間から 10 日程度続く可能性がある。	

出典：東串良町南海トラフ地震防災対策推進計画(令和 7 年 10 月改訂)

※本表は、「東串良町南海トラフ地震防災対策推進計画」(令和 7 年 10 月改訂)に掲載された被害想定であり、平成 24～25 年度に県が実施した地震等災害被害予測調査を基にしています。(被害想定の数値は概数)

第 2 章 東串良町における地震特性と被害の想定

3. 地震発生時に通行を確保すべき道路

本町では、前節に示したとおり、南海トラフ地震等により強い揺れが想定されています。また、沿岸部や低地では、津波や液状化による建築物及び道路等への影響についても考慮する必要があります。

地震による建物被害の程度は、地震の規模や震度だけでなく、建物の構造、建築年次、耐震性能、老朽化の状況、地盤条件等によって異なります。特に、旧耐震基準により建築された住宅や建築物では、大規模地震時に倒壊又は大きな損傷が生じるおそれがあることから、耐震診断及び耐震改修を進めることが重要です。

また、避難所や防災拠点となる建築物が被災した場合には、避難者の受入れ、災害対策本部機能、物資の集配、救助・救急活動等に支障が生じる可能性があります。建築物そのものの倒壊防止に加え、災害時に必要な機能を継続して確保する観点から、安全性の向上を図る必要があります。

道路沿道の建築物やブロック塀等についても、地震時に倒壊した場合には、住民の避難や緊急車両の通行、救助、消火、医療及び物資輸送等を妨げるおそれがあります。このため、住宅及び建築物の耐震化は、個々の建築物の安全確保だけでなく、地域全体の避難環境や災害対応力を確保する取組として進める必要があります。

以上を踏まえ、本計画では、住宅、避難所・防災拠点となる建築物、多数の者が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、ブロック塀などについて、地震発生時の被害軽減と災害対応機能の確保の両面から、耐震化及び安全対策を計画的に進めます。

3. 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時には、避難、救助、消火、医療、救援物資の輸送、応急復旧活動などを円滑に行うため、道路の通行機能を確保することが重要です。道路が建築物やブロック塀などの倒壊により閉塞した場合、住民の避難や緊急車両の通行に支障が生じ、被害の拡大や応急対応の遅れにつながるおそれがあります。

県計画では、「鹿児島県地域防災計画」に定める緊急輸送を確保するために必要な道路、すなわち「鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画」における緊急輸送道路が、地震発生時に通行を確保すべき道路として位置付けられています。本計画においても、まずは県が定める緊急輸送道路を基本として、沿道建築物の倒壊による通行障害の防止を図る必要があります。

また、「東串良町地域防災計画」の資料編では、「緊急輸送道路・避難道路ネットワーク」として、東串良町防災道路網図(p39 図 9-1 参照)及び防災道路網の路線一覧表(p40 表 9-1 参照)が整理されています。同資料では、国道 220 号、国道 448 号、県道黒石串良線、県道柏原池之原線、県道永吉高山線及び町道などから構成される防災道路網が示されています。これらの道路は、町内外を結ぶ広域的な移動、沿岸部から安全な場所への避難、防災拠点・避難所へのアクセスを確保するうえで重要な役割を担います。

「東串良町地域防災計画」では、地震・津波の発生直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資などの輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能す

ることが重要であるとされています。また、防災拠点間又は防災拠点へのアクセス道路について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、道路の拡幅、バイパス整備、防災対策、耐震対策を推進することとされています。

このため、本計画では、県計画において地震発生時に通行を確保すべき道路として位置付けられている緊急輸送道路を基本として、沿道建築物の倒壊による通行障害の防止を図ります。

あわせて、町の防災道路網、避難所、防災拠点施設、医療機関、消防施設、津波避難施設等との連絡関係を踏まえ、避難及び応急活動上重要な道路についても、道路閉塞リスクを把握するための参考資料として整理します。なお、これらの町内道路について、耐震改修促進法に基づき、沿道建築物の耐震診断を義務付ける道路として位置付ける場合には、所管行政庁である県との協議を踏まえて対応します。

道路の通行機能を確保するためには、道路施設の整備や維持管理だけでなく、沿道建築物の耐震化、危険なブロック塀等の改善、橋梁や道路構造物の耐震対策、避難所・防災拠点との接続性の確保を一体的に進めることが重要です。本計画では、このうち建築物及びブロック塀等に関する安全対策を中心に、関係計画と連携しながら取組を進めます。

第 3 章 町内建築物の耐震化の現状と課題

1. 住宅の耐震化の現状

第 3 章 町内建築物の耐震化の現状と課題

1. 住宅の耐震化の現状

住宅は、町民の生命、身体及び財産を守る生活の基盤であり、地震による人的被害を軽減する上で最も重要な建築物です。過去の大規模地震では、旧耐震基準により建築された住宅の倒壊等により多数の被害が発生しており、住宅の耐震化は、町民一人ひとりの安全確保と地域全体の防災力向上の双方に関わる課題です。

県における住宅の耐震化率は、令和5年住宅・土地統計調査に基づく推計で約 86%とされており、県計画では、令和 17 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。県全体としても、耐震性が不十分な住宅がなお一定数残っており、住宅の耐震化は引き続き重要な課題となっています。

本町においても、昭和 56 年5月以前に建築された旧耐震基準の住宅が残っており、これらの住宅については、大規模地震時に倒壊又は大きな損傷が生じるおそれがあります。表 3-1に示すとおり、本町の住宅耐震化率は 73.6%となっています。

表 3-1 東串良町の住宅耐震化率推計(令和7年度末時点)

建築構造	建築年		計	昭和56年以前 の建物の耐震 化率 ※	昭和56年以前 で耐震性がある もの	耐震性がある もの	耐震化率 (令和7年)
	昭和56年以前	昭和57年以降					
木造	1,877	2,021	3,898	42.5%	797	2,818	72.3%
非木造	91	149	240	88.1%	80	229	95.4%
合計	1,968 47.6%	2,170 52.4%	4,138 100.0%		877	3,047	73.6%

※令和5年住宅・土地統計調査(第 174 表)に基づく国の推計値(木造 42.5%、非木造 88.1%)を適用

出典:東串良町資料

また、表 3-2に示すとおり、耐震性が不十分と見込まれる住宅(未耐震住宅)は 1,091 戸となっています。前回計画時点(平成 22 年度)と比較すると、住宅耐震化率は 23.5 ポイント上昇しています(前回 50.1%、今回 73.6%)。これは、旧耐震基準の住宅の建替え・除却や、新耐震基準による住宅への更新が進んだことなどが主な要因と考えられます。なお、今回の耐震化率は、旧耐震基準の住宅の耐震性について国の推計値を用いているため、前回計画時点とは算定条件が一部異なります。

表 3-2 東串良町の現状の住宅耐震化率(令和7年度末時点)

住宅総数(戸数)	未耐震住宅(戸数)	耐震住宅(戸数)
木造	1,080 (27.7%)	2,819 (72.3%)
非木造	11 (4.6%)	229 (95.4%)
合計	1,091 (26.4%)	3,048 (73.6%)
前回計画時点(H22)	2,117 (49.9%)	2,128 (50.1%)

なお、本町の住宅耐震化率は、町が保有する資料等に基づく推計値であり、住宅・土地統計調査に基づく県全体の推計値とは、集計方法や対象範囲が異なる場合があります。このため、両者を単純に比較することには留意が必要です。

本町では、住宅の耐震化が一定程度進んでいるものの、現時点において耐震性が十分に確認されていない住宅が相当数残っています。このため、引き続き旧耐震基準で建築された住宅を中心に、耐震診断の実施を促し、耐震改修へつなげていく必要があります。

一方、本町では人口減少と高齢化が進んでおり、住宅所有者が耐震改修の必要性を認識していても、費用負担や今後の居住見通し、工事中の生活への影響などを理由に、具体的な改修に踏み切ることが難しい状況も想定されます。また、空き家や将来的に空き家となる可能性のある住宅については、適切な維持管理が行われにくくなり、地震時の倒壊や周辺への被害が懸念されます。

さらに、昭和 56 年6月から平成 12 年5月までに建築された木造住宅については、新耐震基準による住宅であっても、壁の配置バランスや柱・はり等の接合部の仕様などが現行基準と異なる場合があります。このため、旧耐震基準の住宅への対応に加え、これらの木造住宅についても、所有者が耐震性能を確認し、必要に応じて専門家による検証や耐震診断につなげられるよう、確認方法を分かりやすく周知することが課題です。

2. 特定建築物の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物は、地震時に被害が発生した場合、利用者の安全に直接関わるだけでなく、地域の医療、福祉、商業、宿泊、集会等の機能にも影響を及ぼす可能性があります。特に、不特定多数の者が利用する建築物や、高齢者、障害者、子どもなど避難に配慮を要する者が利用する建築物については、耐震性の確保が重要です。

県では、多数の者が利用する建築物の耐震化率は令和6年度末時点で約 92%とされ、県計画では、令和 17 年までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標としています。また、ホテル、店舗、病院等の大規模建築物については、令和 12 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することとされています。

本町における特定建築物の状況は、表 3-3のとおりです。対象建築物については、用途、規模、利用者の特性、耐震診断・耐震改修の状況に応じて地震時に生じる影響を把握するとともに、所管行政庁である県と連携し、継続的に状況を把握することが課題となります。

第 3 章 町内建築物の耐震化の現状と課題

2. 特定建築物の耐震化の現状

表 3-3 特定建築物の耐震化の現状

特定建築物の区分	建築物数 ① (②+③)	昭和56年 以前の建 築物 ②	うち耐震性 が有ると推 定されるもの ③	昭和57年 以降の建 築物 ④	耐震性有 建築物 ⑤ (③+④)	耐震化率 ⑥ (⑤/①)
第1号多数の者が利用する建築物	1	—	—	1	1	100.0%
第2号危険物貯蔵等	12	5	2	7	9	75.0%
第3号緊急輸送路等に接する建築物	1	—	—	1	1	100.0%
合計	14	5	2	9	11	

※本表は、耐震改修促進法第 14 条各号に対応する用途区分の建築物について、耐震化状況を整理したものです。

特定建築物の耐震化は、建築物の所有者等による取組が基本となります。一方で、利用者の安全確保や災害時の地域機能への影響を踏まえると、対象建築物の有無や耐震化状況を把握し、必要な情報が所有者に届く環境を整えることが重要です。

耐震改修促進法では、病院、店舗、ホテル、学校、社会福祉施設等のうち一定規模以上の大規模な建築物を「要緊急安全確認大規模建築物」とし、耐震診断の実施及びその結果の報告を義務付けています。また、耐震改修促進計画に位置付けられた防災拠点建築物や、地震時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物等は、「要安全確認計画記載建築物」として同様に耐震診断等が義務付けられます。県の公表資料では、現時点で本町にこれらの耐震診断義務付け対象建築物はありません。

3. 町有公共建築物の耐震化の現状

公共建築物は、平常時には行政サービス、教育、福祉、文化、スポーツ等の場として利用されるとともに、災害時には避難所、防災拠点、災害応急活動の拠点、物資集配、情報伝達等の役割を担います。そのため、公共建築物の耐震性の確保は、利用者の安全を守るだけでなく、災害時に町の機能を維持する上で重要です。

「東串良町公共施設等総合管理計画」では、本町の建物施設は 1970 年代初頭から 1990 年代にかけて整備されたものが多く、建物施設の3割が昭和 56 年以前の旧耐震基準による設計であるとされています。これらの施設の中には、耐震性能の確保に加え、老朽化に伴う大規模改修や建替え等の更新時期を迎えるものがあり、今後の公共施設のあり方と一体的に対応を検討する必要があります。

表 3-4に示す町有公共建築物(町有住宅は住宅として整理しているため、本表から除きます)のうち、庁舎、避難所、防災拠点、災害応急活動拠点となる施設については、災害時にも継続して使用できることが求められます。このため、単に耐震診断又は耐震改修の実施状況を確認するだけでなく、避難所指定の有無、災害時の役割、利用者の特性、老朽化の状況を踏まえて、施設ごとの安全確保の課題を整理する必要があります。

表 3-4 町有公共建築物の耐震化の現状

町有公共建築物		建築物数					
		全体 ① (②+③)	昭和56年 以前 ②	昭和57年 以降 ③	改修済等 ④	耐震性有 建築物 ⑤ (③+④)	耐震化率 ⑥ (⑤/①)
① 防災上重要な建築物	a. 災害応急に必要建築物(拠点施設)	14	0	14	0	14	100.0%
	b. 救護活動に必要な建築物	6	1	5	0	5	83.3%
	c. 指定避難所として使用する建築物(a、b以外)	3	0	3	0	3	100.0%
		23	1	22	0	22	95.7%
② 指定緊急避難場所等となる教育関係の建築物		36	22	14	13	27	75.0%
③ 不特定多数の者が利用する建築物(①、②以外) 文化会館・集会所・コミュニティ施設等		24	2	22	0	22	91.7%
④ ライフライン施設 水道施設等		4	1	3	0	3	75.0%
⑤ その他の主要な建築物		21	3	18	0	18	85.7%
合計		108	29	79	13	92	85.2%

※本表を構成する町有公共建築物(町有住宅を除く)の一覧を、本書 p.33「町有公共建築物リスト」に示しています。

また、公共建築物の地震時の安全性は、構造部材の耐震性だけで決まるものではありません。天井材、照明器具、窓ガラス、外壁材、設備機器、家具等の非構造部材が落下又は転倒した場合、人的被害が発生するおそれがあるほか、避難所や防災拠点としての使用に支障が生じる可能性があります。

第 3 章 町内建築物の耐震化の現状と課題

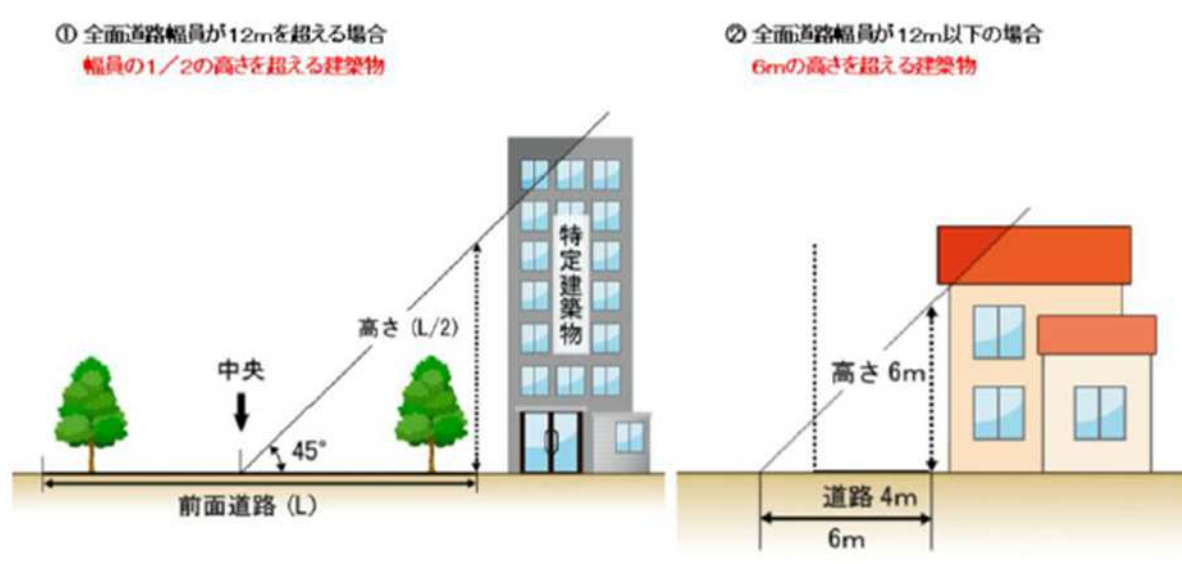
4. 通行障害建築物の状況

す。特に、避難所や防災拠点として使用する施設では、地震発生後に施設を継続して使用できるかという観点から、非構造部材を含めた安全性の確保が課題となります。

町有公共建築物については、耐震改修を一律に行うのではなく、施設の利用状況、老朽化状況、災害時の役割、維持管理費、将来の公共施設再編の方向性を踏まえ、耐震改修、長寿命化、大規模改修、用途廃止、除却、建替え、複合化等を含めた総合的な対応が求められます。

4. 通行障害建築物の状況

地震発生時には、避難、救助、消火、医療、救援物資の輸送及び応急復旧活動円滑に行うため、道路の通行機能を確保することが不可欠です。沿道建築物が倒壊し、道路を閉塞した場合、住民の避難や緊急車両の通行に支障が生じ、被害の拡大や応急対応の遅れにつながるおそれがあります。



出典：「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」

図 3-1 通行障害既存耐震不適格建築物のイメージ

本町では、国道 220 号、国道 448 号、県道、町道等が町内外を結ぶ道路網を形成しており、これらの道路は、広域的な移動、沿岸部からの避難、防災拠点・避難所へのアクセスを確保する上で重要な役割を担っています。地震時に通行を確保すべき道路については、鹿児島県が定める緊急輸送道路を基本としつつ、本町の防災道路網、避難所、防災拠点、医療機関、消防施設、津波避難施設等との関係を踏まえて整理する必要があります。

通行確保上重要な道路沿道には、建築年次、構造、高さ、道路幅員等により、地震時に道路閉塞を生じるおそれのある建築物が存在する可能性があります。町内に通行障害建築物が確認されない場合であっても、緊急輸送道路や避難路沿道の安全性を継続的に確認することは、災害時の避難・救援活動を支える上で重要です。

5. ブロック塀の状況

ブロック塀等は、身近な構造物である一方、地震時に倒壊した場合には、歩行者への被害や道路閉塞を生じるおそれがあります。平成 30 年6月の大阪府北部地震では、通学路沿いのブロック塀の倒壊により人的被害が発生し、通学路や避難路に面するブロック塀等の安全確認の重要性が改めて認識されました。

図 3-2は、地震により倒壊したブロック塀の例を示すものです。このような倒壊は、人的被害だけでなく、避難や救助活動の妨げにもつながるため、通学路、避難路、避難所周辺、公共施設周辺等における安全確認が重要です。



出典：(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」

図 3-2 地震により倒壊したブロック塀

また、図 3-3は、ブロック塀の点検時に確認すべき主な項目を示すものです。ブロック塀等については、所有者による適切な管理が基本となりますが、危険性が疑われるものについては、倒壊による人的被害と道路閉塞の双方を防ぐ観点から、継続的な安全確認が課題となります。

本町では、通学路の安全確保に向けた合同点検等の取組と連携し、通学路や避難路に面するブロック塀等について、地域全体の安全に関わる課題として捉える必要があります。町は建築主事を置いていないため、法令上の判断や是正措置については、所管行政庁である県と連携しながら対応することとなります。

第 3 章 町内建築物の耐震化の現状と課題

5. ブロック塀の状況

ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1 国土交通省

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

<専門家に相談しよう>

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

出典:建築物の既設の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全点検について(国土交通省)

図 3-3 ブロック塀の点検のチェックポイント

6. 耐震化を取り巻く課題

本町では、南海トラフ地震等による強い揺れや津波、液状化、道路閉塞等のリスクが想定されており、住宅・建築物の耐震化は、町民の生命を守るための基礎的な防災対策です。とりわけ、旧耐震基準の住宅や建築物は、地震時に倒壊又は大きな損傷が生じるおそれがあり、耐震診断及び耐震改修につなげていくことが課題となります。

一方で、耐震化は所有者の主体的な取組に依存する部分が大きく、費用負担、工事への不安、制度の分かりにくさ、将来の居住見通しなどが実施の妨げとなる場合があります。高齢化や空き家の増加が進む中では、住宅所有者に対し、単に耐震化の必要性を示すだけでなく、所有者が自らの住まいの安全性を確認し、必要な対策を検討できる環境を整えることが課題です。

また、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建築された木造住宅についても、建築時期や構法に応じた適切な確認方法を住民に分かりやすく周知し、必要に応じて専門家による検証や耐震診断につなげるのが課題です。

公共建築物については、耐震性の確保に加え、老朽化、維持管理費、施設の更新時期、公共施設再編の方向性を踏まえた対応が求められます。特に避難所や防災拠点となる施設については、災害時に使用できることが前提となるため、構造部材と非構造部材の双方について安全性を高める必要があります。

さらに、地震時の避難・救援活動を支えるためには、道路沿道建築物やブロック塀等による道路閉塞を防ぐことが重要です。住宅、公共建築物、特定建築物、通行障害建築物、ブロック塀等は、それぞれ所有者、管理主体、リスク、対策手法が異なるため、本町では、対象ごとの特性を踏まえ、人的被害の軽減、防災拠点機能の確保、避難路・緊急輸送道路の機能確保を重視して耐震化を進める必要があります。

第 4 章 建築物の耐震化の目標

1. 目標設定の考え方

本計画の目標は、国の基本方針及び県計画との整合を図りつつ、本町の地震・津波リスク、建築物の現状、人口減少・高齢化、公共施設の老朽化、財政制約等を踏まえて設定します。

県計画では、令和 17 年までに耐震性が不十分な住宅及び多数の者が利用する建築物をおおむね解消することが目標とされています。本町においても、県計画の方向性を踏まえ、住宅及び建築物の耐震化を引き続き促進します。

ただし、本町では、人口減少や高齢化の進行、空き家の増加、公共施設の老朽化、限られた財源の中での施設更新など、耐震化を取り巻く制約もあります。このため、全ての建築物を一律に同じ手法で進めるのではなく、人的被害の軽減、防災拠点機能の確保、避難路・緊急輸送道路の機能確保、通学路等の安全確保を重視し、対象ごとの特性に応じた目標を設定します。

また、本計画では、「揺れやすさマップ」及び「地域危険度マップ」を、町内の地震リスクを分かりやすく示す基礎資料として活用します。これらのマップにより、地域ごとの揺れやすさや建物被害危険度を把握し、住宅所有者への周知、公共建築物の安全確保、避難路・緊急輸送道路沿道の安全対策、ブロック塀等の安全確認を進める際の参考とします。

2. 住宅の耐震化目標

住宅については、県計画の目標を踏まえつつ、本計画の終期である令和 18 年度までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とします。

この目標の達成に向けては、昭和 56 年 5 月以前に建築された旧耐震基準の木造住宅を重点対象とします。特に、本町の住宅耐震化率は町保有資料に基づく推計で 73.6%となっており、耐震性が不十分と見込まれる住宅がなお相当数残っています。このため、旧耐震基準の木造住宅を中心に、所有者が住宅の安全性を確認し、必要な対策を検討できるよう、周知、相談及び支援制度の活用を重点的に進めます。

あわせて、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建築された木造住宅についても、所有者が耐震性能検証法等を活用して住宅の安全性を確認し、必要な対策の検討につなげられるようにすることを目指します。

住宅の耐震化は、所有者の費用負担や生活上の事情に左右されやすいことから、耐震改修だけでなく、建替え、除却、リフォームに併せた改修など、住宅の状況や所有者の意向に応じた選択肢を考慮しながら、耐震性が不十分な住宅の解消を図ります。

3. 特定建築物の耐震化目標

多数の者が利用する建築物については、県計画の目標を踏まえつつ、本計画の終期である令和 18 年度までに、耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。

特に、不特定多数の者が利用する建築物、避難確保上配慮を要する者が利用する建築物、災害時に地域への影響が大きい建築物については、利用者の安全確保を重視します。町内に該当建築物がない場合又は該当する建築物が少数に限られる場合でも、今後の用途変更、増改築、施設更新等により対象となる可能性があるため、所管行政庁である県と連携し、継続的な把握を行うことを目標とします。

4. 公共建築物の耐震化目標

公共建築物については、町民の安全確保と災害時の行政機能・避難機能の維持を図るため、庁舎、避難所、防災拠点、災害応急活動拠点、学校、社会福祉施設等を中心に、優先的に安全性の向上を図ります。

避難所や防災拠点として利用する施設については、構造部材の耐震性に加え、非構造部材の落下・転倒防止対策を含め、地震発生後も継続して使用できる機能の確保を目指します。

また、公共建築物の耐震化は、公共施設の老朽化対策や再編方針と密接に関わるため、耐震改修だけでなく、長寿命化、大規模改修、用途廃止、除却、建替え、複合化等を含め、「東串良町公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画との整合を図りながら進めます。

5. 通行障害建築物及びブロック塀等への対応目標

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、道路閉塞の防止を目的として、対象建築物の把握と所有者への周知を進めます。

本町では、県が定める緊急輸送道路を基本としつつ、町の防災道路網、避難所、防災拠点、津波避難施設等との関係も踏まえ、避難及び応急活動上重要な道路の安全性を確認します。沿道建築物が地震時に道路を閉塞するおそれがある場合には、所管行政庁である県と連携し、耐震診断、耐震改修、建替え、除却等の必要性を所有者が認識できるようにすることを目標とします。

ブロック塀等については、通学路、避難路、避難所周辺、公共施設周辺等を中心に、安全性の確認と改善につなげることを目標とします。特に児童生徒や高齢者など歩行者の安全確保が重要な箇所については、学校、道路管理者、警察、地域団体等と連携し、点検結果を踏まえた対策につなげます。

第 5 章 耐震診断及び耐震改修の促進施策

1. 基本的な取組方針

建築物の耐震化は、所有者等が自らの責任において取り組むことが基本です。一方で、耐震診断や耐震改修には専門的な知識や費用負担が必要であり、所有者だけでは具体的な行動に結び付きにくい場合があります。

このため、本町では、所管行政庁である県、建築関係団体、振興会、自主防災組織等と連携し、所有者が耐震化の必要性を理解し、相談し、具体的な対策を検討できる環境づくりを進めます。特に、旧耐震基準の住宅、避難所・防災拠点となる公共建築物、通行確保上重要な道路沿道建築物、通学路や避難路に面するブロック塀等について、重点的に取組を進めます。

なお、耐震化の促進に当たっては、町内のどこで揺れが大きくなりやすいか、どの地域で建物被害の危険度が相対的に高いかを住民に分かりやすく示すことが重要です。このため、「揺れやすさマップ」及び「地域危険度マップ」を活用し、住宅所有者や地域住民が自らの地域の地震リスクを確認し、耐震診断、耐震改修、ブロック塀等の安全確認などの具体的な行動につなげられるよう取組を進めます。

2. 住宅の耐震診断・改修支援

本町では、旧耐震基準の木造住宅を中心に、耐震診断、耐震改修及び簡易耐震改修の必要性を周知するとともに、町が実施する耐震診断・耐震改修等に係る助成制度の周知及び利用促進を図ります。また、国及び県の制度改正等を踏まえ、必要に応じて支援制度の内容を見直します。

また、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建築された木造住宅については、耐震性能検証法の活用を促し、その結果に応じて専門家への相談、耐震診断及び耐震改修につなげます。

耐震改修の実施に当たっては、費用負担や工事中の生活への影響が課題となることから、補助制度の内容、申請手続、相談先等を分かりやすく示し、所有者が相談から実施までの流れを把握できるようにします。

また、住宅の耐震化を進めるためには、耐震改修のみを単独で促すのではなく、住まいの改修機会を捉えることが有効です。このため、省エネ改修、バリアフリー改修、屋根・外壁改修、水回り改修等のリフォームに併せた耐震改修について、情報提供や制度周知を行い、居住環境の改善と耐震性の向上を一体的に促進します。

高齢者世帯等については、改修費用への不安が耐震化の妨げとなる場合があることから、補助制度、融資制度、リバースモーゲージ型住宅ローン等の資金確保手法について、制度概要や相談先を中心に、必要に応じて情報提供を行います。

3. 特定建築物の耐震化支援

多数の者が利用する建築物については、所有者等による耐震性の確認と必要な対策が基本となります。本町では、所管行政庁である県と連携し、対象建築物の所有者等に対して、耐震診断・耐震改修の必要性、支援制度、専門家相談等に関する情報提供を行います。

特に、利用者の安全確保が重要な施設や、災害時に地域への影響が大きい施設については、耐震化の遅れが人的被害や地域機能の低下につながるおそれがあるため、早期の対応を促します。

4. 公共建築物の地震安全性向上

町有公共建築物については、建築年次、構造、耐震診断・耐震改修の状況、老朽化状況、利用状況、災害時の役割等を踏まえて対策の優先度を整理し、関係する公共施設計画と連携しながら、安全対策を計画的に進めます。

避難所や防災拠点として位置付けられる施設については、地震発生後も継続して使用できることが重要であるため、構造部材の耐震性に加え、天井材、照明器具、窓ガラス、外壁材、設備機器、家具等の非構造部材の安全性向上に努めます。

また、公共建築物の対策は、公共施設の老朽化対策や再編方針と一体で進める必要があります。このため、耐震改修、長寿命化、大規模改修、建替え、除却、用途廃止、複合化等の手法を施設ごとに検討し、災害時の機能確保と将来負担の抑制の両立を図ります。

5. 通行障害建築物対策

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、道路閉塞を防ぎ、避難、救助、消火、医療、物資輸送、応急復旧活動を円滑に行うため、所有者等への情報提供と必要な助言を行います。

本町では、県が定める緊急輸送道路を基本としつつ、町の防災道路網、避難所や防災拠点へのアクセス道路等も踏まえ、通行確保上重要な道路沿道の安全性向上を図ります。通行障害建築物に該当する可能性がある建築物については、所管行政庁である県と連携し、耐震診断、耐震改修、建替え、除却等の必要性を周知します。

なお、町の防災道路網等については、直ちに耐震改修促進法に基づく道路指定を行うものではなく、道路閉塞リスクを把握し、住民への啓発や所有者への情報提供を行う際の基礎資料として活用します。

6. ブロック塀等対策

ブロック塀等については、所有者による日常的な点検と適切な維持管理が基本となります。本町では、通学路、避難路、避難所周辺、公共施設周辺等を中心に、ブロック塀等の安全性確認を促進します。

所有者に対しては、ひび割れ、傾き、高さ、控壁の有無、基礎の状況など、点検時に確認すべき事項を分かりやすく周知します。危険性が疑われるブロック塀等については、改善、撤去、生け垣化等を含めた安全対策につながるよう、相談先や支援制度に関する情報提供を行います。

また、通学路や避難路に面するブロック塀等については、学校、保護者、道路管理者、警察、教育委員会、地域団体等と連携し、合同点検等の機会を活用して安全確認を進めます。

7. 地震時の建築物の総合的な安全対策

地震時の被害は、建築物本体の倒壊だけでなく、天井材、照明器具、窓ガラス、外壁材、屋外広告物、設備機器、家具等の落下・転倒によっても発生します。このため、建築物の耐震化と併せて、非構造部材や屋内外設備の安全対策を進めることが重要です。

本町では、住宅、公共建築物、多数の者が利用する建築物等において、家具の転倒防止、窓ガラスの飛散防止、天井・照明器具等の落下防止、屋外広告物や外壁材の安全確認など、身近に取り組める対策について普及啓発を行います。

特に、避難所や防災拠点となる公共建築物については、地震発生後に施設を継続して使用できるよう、非構造部材を含めた総合的な安全性の向上に努めます。

8. 住宅の耐震改修に伴う仮住居確保に関する事項

住宅の耐震改修では、工事内容や工期によって一時的な仮住まいが必要となる場合があります。仮住居の確保が難しいことは、耐震改修をためらう要因となることがあります。

本町では、住宅所有者から相談があった場合、県制度、民間賃貸住宅、親族宅等の活用可能性を含め、状況に応じた情報提供を行います。本計画において新たな仮住居制度を定めるものではありませんが、耐震改修を行う際の不安を軽減し、所有者が改修を検討しやすい環境づくりに努めます。

第 6 章 普及啓発及び住民支援

1. 防災マップ等の公表・活用

本町では、地震及び津波に関する被害想定、既存の防災マップ、ハザードマップ、地域防災計画等を活用し、町民が自ら居住地や勤務先、通学路、避難経路の危険性を確認できるよう、分かりやすい情報提供に努めます。

「揺れやすさマップ」は、町内における地震時の揺れやすさを視覚的に示すものであり、住民が自宅や地域の地震リスクを確認するための資料として活用します。また、「地域危険度マップ」は、揺れやすさに関する情報と建物の構造・建築年次等を組み合わせ、地域ごとの相対的な危険度の傾向を示すものです。これらのマップは、地震リスクを把握し、必要な対策を検討するための資料として活用します。

2. 情報提供・相談体制の拡充

本町では、耐震診断、耐震改修、簡易耐震改修、ブロック塀等の安全対策、非構造部材の安全対策に関する相談に対応できるよう、関係課、所管行政庁である県、建築関係団体等と連携します。

相談対応に当たっては、対象となる建築物、支援制度の内容、申請手続、専門家への相談方法、工事を進める際の留意点等を分かりやすく説明し、所有者が具体的な行動につなげられるよう、県及び建築関係団体と連携した情報提供及び相談対応に努めます。

3. 普及啓発活動

本町では、広報紙、町ホームページ、パンフレット、窓口配布資料、防災訓練、振興会活動等を活用し、耐震化に関する情報を継続的に発信します。

普及啓発に当たっては、旧耐震基準の住宅所有者、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建てられた木造住宅の所有者、高齢者世帯、空き家所有者、多数の者が利用する建築物の所有者、ブロック塀等の所有者など、対象に応じた情報提供を行います。

また、県や建築関係団体が実施する講習会、相談会、専門家派遣、技術者情報等についても、必要に応じて町民に案内します。

4. 振興会などとの連携

建築物の耐震化や地震への備えは、行政による情報提供だけでなく、地域ぐるみの取組が重要です。本町では、振興会、自主防災組織、学校、PTA、地域団体等と連携し、住宅の耐震化、家具の転倒防止、ブロック塀等の安全確認、避難路の点検等に関する啓発を進めます。

特に、通学路、避難路、避難所周辺、津波避難経路等については、地域住民の日常的な目線を生かし、危険箇所の把握や改善につなげます。

5. 高齢者向け資金確保手法の周知

耐震改修を進める上では、費用負担が大きな課題となります。特に高齢者世帯では、今後の居住見通しや資金面の不安から、耐震改修の実施をためらう場合があります。

本町では、耐震改修に活用できる補助制度、融資制度、リバースモーゲージ型住宅ローン等の資金確保手法について、必要に応じて情報提供を行います。ただし、個別の金融商品の利用については、所有者の生活状況、資産状況、家族構成等により適否が異なるため、町は制度概要や相談先の案内を中心に行います。

6. 木造住宅の耐震性能検証法の周知

平成 28 年熊本地震では、新耐震基準導入後の木造住宅にも被害が生じました。昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建築された木造住宅は、壁の配置バランスや柱・はり等の接合部の仕様が現行基準と異なる場合があります。

国の「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」は、昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月までに建築された、基礎がコンクリート造の在来軸組構法による平屋又は 2 階建ての木造住宅を対象としています。

所有者等は、「平面・立面の形」、「接合部の金物」、「壁の配置バランス」、「劣化の状況」の 4 項目を確認します。全ての項目に適合する場合は耐震性があるものと判定され、不適合となる項目がある場合は、所有者等が撮影した写真や図面等を活用した専門家による検証又は耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を検討します。

本町では、県及び建築関係団体と連携し、対象となる木造住宅の所有者に対し、耐震性能を確認する必要性、国が公表するチェック方法、専門家への相談先等を周知します。また、リフォーム等の機会を捉えた確認を促し、必要に応じて専門家による検証、耐震診断及び耐震改修につなげます。

第 7 章 耐震改修促進法等に基づく指導及び助言

本町は建築主事を置いていないため、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導、助言、指示、勧告、命令等については、所管行政庁である県との連携が重要となります。本章では、法令に基づく措置の基本的な考え方と、本町における関係機関との連携方針を示します。

1. 耐震改修促進法に基づく指導及び助言

町は、耐震診断義務付け対象建築物、特定既存耐震不適格建築物等について、所管行政庁である県が行う法に基づく指導、助言、指示及び公表等の仕組みについて周知を図ります。また、必要な場合には、県と情報共有を行い、所有者等による耐震化の取組につながるよう連携します。

2. 建築基準法に基づく勧告及び命令等

危険な建築物への対応については、建築基準法に基づく勧告や命令等の制度があります。本町は建築主事を置いていないため、これらの法的措置は所管行政庁である県が行うこととなります。町では、所有者等への周知、相談及び助言を通じて自主的な改善を促すとともに、必要な場合には県と情報共有を行い、適切な対応につなげます。

3. ブロック塀等の安全性の確認等実施要領に基づく措置

町では、県の「ブロック塀等の安全性の確認等実施要領」に基づく取組を踏まえ、通学路、避難路、避難所周辺等、地震時に影響が大きい場所を中心に、ブロック塀等の危険性について注意喚起を行います。また、所有者等に対し、点検方法や改善方法、相談先や支援制度等に関する情報提供を行い、必要な安全対策につなげます。

第 8 章 計画の推進体制と検証

1. 推進体制

本町では、本計画に基づく施策を進めるに当たり、関係課、県、建築関係団体、地域団体などと連携しながら、計画の推進体制を整えます。あわせて、関連計画との整合を図りながら、継続的に取組を進めます。

2. 計画の進行管理及び検証

本町では、計画期間の中間期を目途に、住宅耐震化率、多数の者が利用する建築物の耐震化の状況、耐震診断義務付け対象建築物の有無及び耐震化の状況、町有公共建築物の安全対策の進捗、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道建築物の把握状況、ブロック塀等の安全対策の進捗等を確認し、計画の進捗状況を検証します。

あわせて、「揺れやすさマップ」及び「地域危険度マップ」の公表・活用状況、住民への周知状況、相談件数、支援制度の利用状況等を把握し、普及啓発や支援施策の改善につなげます。

検証結果を踏まえ、目標や施策の見直しが必要と判断される場合には、国や県の制度改正、町内建築物の状況変化、災害発生の教訓、公共施設再編の進捗等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直します。

第 9 章 参考資料

1. 用語解説

用語	説明
建築基準法	建築物の敷地、構造、設備、用途等について最低限の基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図る法律。耐震改修促進計画では、昭和56年6月1日に施行された新耐震基準や、既存の建築物が現行基準に適合していない場合の扱いを理解する上で基礎となる法律である。
建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）	平成7年の阪神・淡路大震災を踏まえ、建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するために制定された法律。国の基本方針、都道府県及び市町村の耐震改修促進計画、特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力義務、耐震診断義務付け対象建築物の報告義務、所管行政庁による指導・助言等を定めている。
既存耐震不適格建築物	建築基準法令の耐震関係規定に適合していない建築物で、建築基準法第3条第2項の規定により、現行基準の適用を受けないもの。一般に、旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震診断等により耐震性が確認されていないものが該当する。
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物に適用されていた耐震基準。大規模地震時の倒壊等に対する考え方が現在の基準とは異なるため、旧耐震基準の建築物については、耐震診断により耐震性を確認し、必要に応じて耐震改修を行うことが重要である。
緊急輸送道路	大規模な地震等が発生した場合に、救急・救助活動、避難、物資輸送、災害応急対策、復旧活動等を円滑に行うため、優先的に通行を確保する必要がある道路。「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」では、「鹿児島県地域防災計画」に定める緊急輸送を確保するために必要な道路を「緊急輸送道路」として位置付けている。
所管行政庁	耐震改修促進法に基づき、建築物の所有者に対する指導・助言、指示、公表、報告の受理等を行う行政庁。建築主事を置く市町村等の区域では当該市町村等の長をいい、それ以外の区域では都道府県知事をいう。
新耐震基準	昭和53年の宮城県沖地震等を踏まえて建築基準法の耐震基準が見直され、昭和56年6月1日に施行された耐震基準。中規模の地震に対しては損傷を抑え、大規模の地震に対しては倒壊・崩壊を防ぐことを基本的な考え方としている。なお、木造住宅については、平成12年に壁の配置バランスや接合部の金物使用等に関する基準が強化されている。

第 9 章 参考資料

1. 用語解説

用語	説明
耐震改修	建築物の地震に対する安全性を向上させるために行う改修工事。壁の増設、柱・梁の補強、筋かいや鉄骨ブレースの設置、基礎の補強、屋根の軽量化など、建築物の構造や状態に応じた方法により実施する。
耐震改修促進計画	耐震改修促進法に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するために定める計画。都道府県は法第5条、市町村は法第6条に基づき、地域の地震被害想定、建築物の耐震化の現状、耐震化の目標、施策、啓発、関係機関との連携等を定める。
耐震化率	対象となる住宅又は建築物のうち、耐震性を有すると判断されるものの割合。新耐震基準により建築されたもの、耐震診断により耐震性が確認されたもの、耐震改修済みのもの等を耐震性ありとして整理する。計画では、現状把握と目標設定の基礎となる指標である。
耐震診断	既存の建築物について、地震に対する安全性を評価する調査。建築物の構造、形状、壁や柱の配置、劣化状況、損傷状況等を確認し、必要な耐震性能を有しているかを判断する。旧耐震基準の建築物や耐震性が不明な建築物については、耐震改修の必要性を判断するため、早期に診断を行うことが望ましい。
耐震診断義務付け対象建築物	耐震改修促進法により、所有者に耐震診断の実施と結果の報告が義務付けられている建築物。要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物が該当し、所管行政庁は報告された耐震診断結果を公表することとされている。
耐震不明建築物	昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物で、昭和56年6月1日以後に増築等を行い建築基準法に基づく検査済証の交付を受けたもの等を除いたもの。耐震性が確認されていない可能性があるため、耐震診断による確認が必要となる。
多数の者が利用する建築物	学校、体育館、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等、多くの人が利用する一定規模以上の建築物。耐震改修促進法では、用途、階数、延べ面積等に応じて特定既存耐震不適格建築物や耐震診断義務付け対象建築物として扱われる場合がある。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、地方公共団体の防災会議が作成する地域の防災に関する基本的な計画。災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関する事項を定めるものであり、耐震改修促進計画では、防災拠点、避難所、緊急輸送道路、想定地震等を整理する際の重要な関連計画となる。
地域危険度マップ	地震による建物被害等の危険性について、地域ごとの状況を地図上で分かりやすく示したもの。建物の構造、建築年次、地盤条件、想定される揺れ等を踏まえ、地域における地震被害リスクを把握し、住民への啓発や耐震化促進に活用する。

用語	説明
通行障害既存耐震不適格建築物	地震により倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難や緊急輸送に支障を及ぼすおそれがある既存耐震不適格建築物。緊急輸送道路沿道の建築物については、耐震診断及び耐震改修の必要性を周知し、所有者による取組を促進することが重要である。
特定既存耐震不適格建築物	耐震改修促進法第14条に定める既存耐震不適格建築物。多数の者が利用する一定規模以上の建築物、一定数量以上の危険物を扱う建築物、耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する通行障害建築物等が該当する。所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとされている。
南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけての南海トラフ沿いで発生が想定されている大規模地震。東串良町は南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されており、建築物の耐震化は、地震・津波災害への備えの一つとして重要である。
非構造部材	建築物の柱、梁、床、壁などの構造体ではなく、天井材、外壁材、窓ガラス、照明設備、配管、設備機器等の部材。建築物本体が倒壊しない場合でも、非構造部材の落下や転倒により人的被害や避難所機能の低下が生じるおそれがあるため、避難所や防災拠点では安全対策が重要である。
ブロック塀等	補強コンクリートブロック造、組積造等の塀をいう。地震時に倒壊すると、通行人への被害や避難・救助活動の支障につながるおそれがある。特に通学路、避難路、緊急輸送道路沿道等では、安全点検、改善、撤去等を促進することが重要である。
防災拠点建築物	災害発生時に、災害応急対策、避難、救助、医療、情報収集・伝達等の拠点として利用される建築物。庁舎、消防施設、避難所、病院等が想定され、地震発生後も機能を継続できるよう、構造部材だけでなく非構造部材を含めた安全性の確保が求められる。
木造住宅の耐震性能検証法	昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された、基礎がコンクリート造の在来軸組構法による平屋又は2階建ての木造住宅について、所有者等が平面・立面形状、接合部金物、壁配置のバランス、劣化状況等を確認し、耐震性を確認できない場合には専門家による検証又は耐震診断につなげるための方法。
揺れやすさマップ	想定される地震により、地域ごとにどの程度揺れやすいかを地図上に示したもの。揺れの強さは、地震の規模、震源からの距離、地盤の状況等により異なる。住民が自宅や地域の地震リスクを把握し、耐震診断や耐震改修の必要性を考えるための啓発資料として活用される。

第 9 章 参考資料

1. 用語解説

用語	説明
要安全確認計画記載建築物	都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において、耐震診断を行い、その結果を報告すべきものとして記載された建築物。主に防災拠点建築物や、地震時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物等が対象となる。
要緊急安全確認大規模建築物	耐震改修促進法附則第3条第1項に規定される大規模な既存耐震不適格建築物。病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する大規模建築物や、小学校、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物等が該当する。
リフォーム	住宅や建築物の老朽化、使い勝手、設備性能等を改善するために行う改修。省エネ改修、バリアフリー改修、内外装改修等と併せて耐震改修を行うことで、所有者の負担感を抑えながら耐震化を進めやすくなるため、本計画では、リフォームに併せた耐震改修の普及啓発を重要な取組として位置付けている。
リバースモーゲージ型住宅ローン	高齢者が所有する住宅や土地を担保として、住宅の改修等に必要な資金を借り入れる仕組み。一般に、元金は利用者の死亡時などに一括返済する形が想定される。高齢者世帯における耐震改修の資金確保策の一つとして、制度の情報提供や相談につなげることが考えられる。

2. 町有公共建築物リスト(町有住宅を除く)

【①-a 災害応急に必要な建築物(拠点施設)】

番号	施設名	棟名	所在地	建築年	築年数	耐震診断	耐震補強
1	東串良町役場庁舎	庁舎	川西1543	1996	30	不要	不要
2	東串良町役場庁舎	倉庫	川西1543	1996	30	不要	不要
3	東串良町役場庁舎	防災庁舎	川西1543	2023	3	不要	不要
4	東串良町防災センター		川東4770-3	2018	8	不要	不要
5	消防車庫及び会館(柏原)		川東3423	1988	38	不要	不要
6	消防車庫及び会館(唐仁)		新川西4832	1995	31	不要	不要
7	消防車庫及び会館(別府原)		川西1654	1996	30	不要	不要
8	消防車庫及び会館(中央)		池之原991-1	1997	29	不要	不要
9	消防車庫(中央)		池之原991-1	2003	23	不要	不要
10	消防車庫(新川西)		新川西5052-10	2003	23	不要	不要
11	下伊倉地区津波避難タワー		新川西5780-1	2015	11	不要	不要
12	池之原小学校	防災倉庫	池之原2940	2021	5	不要	不要
13	柏原小学校	防災倉庫	川東3840	2021	5	不要	不要
14	東串良中学校	防災倉庫	川西1615	2021	5	不要	不要

【①-b 救護活動に必要な建築物】

番号	施設名	棟名	所在地	建築年	築年数	耐震診断	耐震補強
1	東串良町保健センター		川西1543	1996	30	不要	不要
2	高齢者福祉センター		池之原2155	1975	51	未実施	未実施
3	高齢者福祉センター	風呂場	池之原2155	1994	32	不要	不要
4	高齢者福祉センター	車庫(マイクロバス)	池之原2155	2002	24	不要	不要
5	高齢者福祉センター	車庫	池之原2155	2002	24	不要	不要
6	高齢者福祉センター	倉庫	池之原2155	2003	23	不要	不要

【①-c 指定避難所として使用する建築物(a、b 以外)】

番号	施設名	棟名	所在地	建築年	築年数	耐震診断	耐震補強
1	東串良町農村環境改善センター		川東4989-6	1991	35	不要	不要
2	東串良町総合体育館		新川西1850	1992	34	不要	不要
3	東串良町総合センター		池之原1171、995-1、997-1	1982	44	不要	不要

(次ページに続きます)

第 9 章 参考資料

2. 町有公共建築物リスト(町有住宅を除く)

【② 指定緊急避難場所等となる教育関係の建築物】

番号	施設名	棟名	所在地	建築年	築年数	耐震診断	耐震補強
1	池之原小学校	校舎2棟	池之原2940	1959	67	実施済	実施済
2	池之原小学校	校舎1棟	池之原2940	1966	60	実施済	－
3	池之原小学校	プール更衣室	池之原2940	1969	57	未実施	－
4	池之原小学校	トイレ1棟	池之原2940	1970	56	未実施	－
5	池之原小学校	トイレ2棟	池之原2940	1979	47	不要	－
6	池之原小学校	体育館	池之原2940	1981	45	不要	－
7	池之原小学校	体育倉庫	池之原2940	1984	42	不要	不要
8	池之原小学校	トイレ3棟	池之原2940	1986	40	不要	不要
9	池之原小学校	校舎3棟	池之原2940	2017	9	不要	不要
10	池之原小学校	宿直室	池之原2940	2021	5	不要	不要
11	柏原小学校	校舎2棟	川東3840	1958	68	実施済	実施済
12	柏原小学校	校舎3棟	川東3840	1964	62	実施済	実施済
13	柏原小学校	宿直室	川東3840	1964	62	未実施	未実施
14	柏原小学校	プール更衣室	川東3840	1971	55	未実施	－
15	柏原小学校	倉庫2棟	川東3840	1975	51	未実施	－
16	柏原小学校	トイレ	川東3840	1976	50	未実施	－
17	柏原小学校	倉庫3棟	川東3840	1976	50	未実施	－
18	柏原小学校	校舎4棟	川東3840	1979	47	実施済	不要
19	柏原小学校	体育館	川東3840	1981	45	実施済	不要
20	柏原小学校	校舎1棟	川東3840	1983	43	不要	不要
21	柏原小学校	倉庫1棟	川東3840	1985	41	不要	不要
22	柏原小学校	図書館	川東3840	1999	27	不要	不要
23	東串良中学校	校舎4棟	川西1615	1970	56	実施済	実施済
24	東串良中学校	体育館	川西1615	1975	51	実施済	実施済
25	東串良中学校	校舎2棟	川西1615	1979	47	実施済	不要
26	東串良中学校	校舎3棟	川西1615	1980	46	実施済	不要
27	東串良中学校	トイレ	川西1615	1980	46	不要	－
28	東串良中学校	校舎1棟	川西1615	2000	26	不要	不要
29	東串良中学校	武道館	川西1615	2014	12	不要	不要
30	東串良中学校	プール更衣室	川西1615	2024	2	不要	不要
31	旧柏原幼稚園	園舎	川東3854	1972	54	未実施	－
32	池之原幼稚園	園舎	池之原2065-1	1972	54	未実施	－
33	柏原こども園	園舎	川東4993-1	1991	35	不要	不要
34	柏原こども園	ボイラー室	川東4993-1	1991	35	不要	不要
35	豊栄保育園	園舎	池之原997-1	1984	42	不要	不要
36	東串良町学校給食センター		川西1608-7	2025	1	不要	不要

(次ページに続きます)

2. 町有公共建築物リスト(町有住宅を除く)

【③ 不特定多数の者が利用する建築物(①、②以外)】

番号	施設名	棟名	所在地	建築年	築年数	耐震診断	耐震補強
1	豊栄バス待合所		池之原924-1	2019	7	不要	不要
2	東串良町民運動場	管理棟	新川西2065-1	1997	29	不要	不要
3	東串良町民運動場	トイレ1棟	新川西2065-1	1978	48	未実施	未実施
4	東串良町民運動場	トイレ2棟	新川西2065-1	1996	30	不要	不要
5	中央公民館		池之原995-1	1962	64	未実施	未実施
6	多目的広場トイレ		新川西2063-3	2010	16	不要	不要
7	川東公衆トイレ		川東洲崎国有林78	1993	33	不要	不要
8	国家石油備蓄基地記念館	事務所	池之原1000-1	1985	41	不要	不要
9	国家石油備蓄基地記念館	倉庫	池之原1000-1	1985	41	不要	不要
10	郷土研修館		新川西4848-1	1993	33	不要	不要
11	屋内ゲートボール場		新川西2065-1	1990	36	不要	不要
12	屋内ゲートボール場	倉庫	新川西2065-1	1990	36	不要	不要
13	円山公園管理棟(MARUMARIN)		川東洲崎国有林78	2021	5	不要	不要
14	畜産センター公衆トイレ		新川西1822-1	2025	1	不要	不要
15	ふれあいの森キャンプ場炊事施設		川東洲崎国有林78	2019	7	不要	不要
16	ドームハウス	N棟	川東4989-1	2021	5	不要	不要
17	ドームハウス	S棟	川東4989-1	2021	5	不要	不要
18	ドームハウス	KA棟	川東4989-1	2022	4	不要	不要
19	ドームハウス	D棟	川東4989-1	2022	4	不要	不要
20	ドームハウス	Y棟	川東4989-1	2023	3	不要	不要
21	ドームハウス	KE棟	川東4989-1	2023	3	不要	不要
22	ドームハウス	倉庫	川東4989-1	2024	2	不要	不要
23	唐仁古墳群公衆用トイレ		新川西5096-2	2022	4	不要	不要
24	コミュニティ広場トイレ		池之原962-1 外10筆	2020	6	不要	不要

【④ ライフライン施設・水道施設等】

番号	施設名	棟名	所在地	建築年	築年数	耐震診断	耐震補強
1	中央地区水道水源地		岩弘1878-12	1976	50	未実施	未実施
2	東部地区水道第2水源地		川東1661-4	1986	40	不要	不要
3	東部地区水道水源地・配水場		池之原2161-1	1986	40	不要	不要
4	中央地区水道配水池		岩弘1865-2	2004	22	不要	不要

(次ページに続きます)

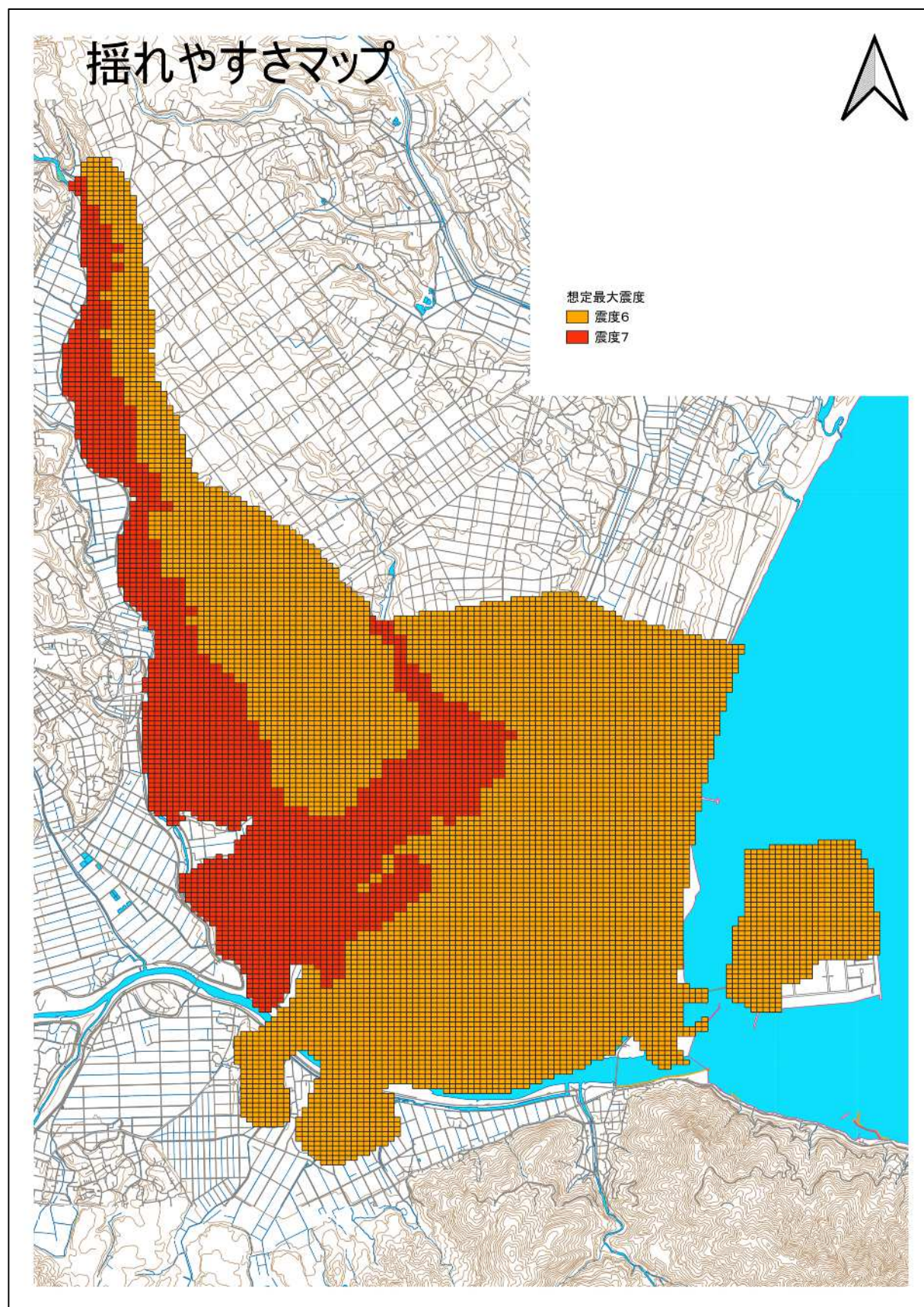
第 9 章 参考資料

2. 町有公共建築物リスト(町有住宅を除く)

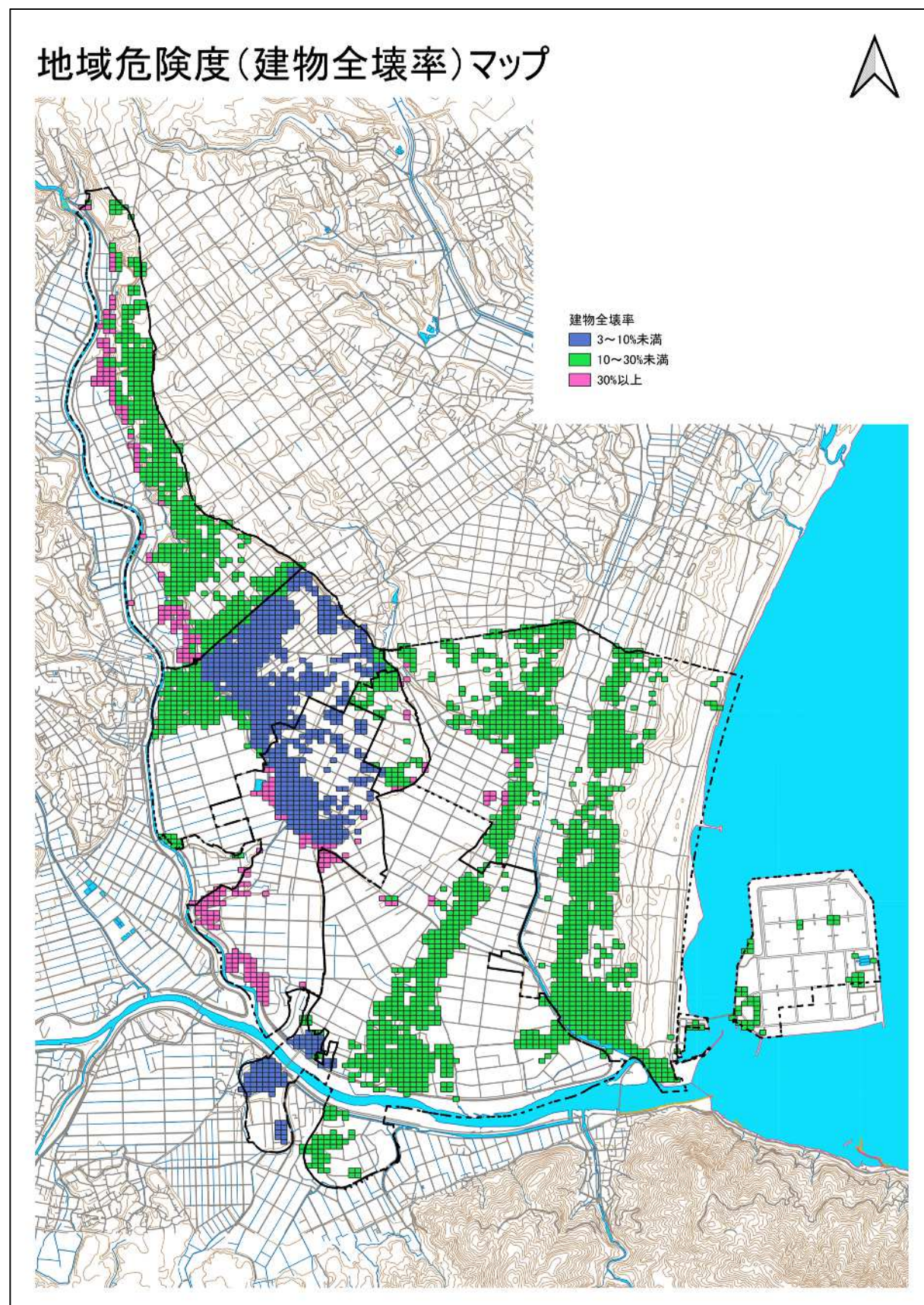
【⑤ その他の主要な建築物】

番号	施設名	棟名	所在地	建築年	築年数	耐震診断	耐震補強
1	排水機場 吉元排水機場		川西405	1991	35	不要	不要
2	排水機場 港原排水機場		新川西3717-71	1992	34	不要	不要
3	排水機場 川西排水機場		新川西1348	1993	33	不要	不要
4	東串良町役場別館	東串良町役場別館	川西1600	1979	47	未実施	不要
5	東串良物産館		池之原2608-1	2004	22	不要	不要
6	東串良物産館	イベント広場	池之原2608-1	2022	4	不要	不要
7	東串良物産館	バックヤードカーポート	池之原2608-1	2022	4	不要	不要
8	東串良物産館	バックヤード物置	池之原2608-1	2022	4	不要	不要
9	東串良町有機堆肥センター	天日乾燥施設	川西1841-1	2002	24	不要	不要
10	東串良町有機堆肥センター	脱臭機械室	川西1841-1	2002	24	不要	不要
11	東串良町有機堆肥センター	袋詰製品置場	川西1841-1	2002	24	不要	不要
12	東串良町有機堆肥センター	主発酵棟①	川西1841-1	2002	24	不要	不要
13	東串良町有機堆肥センター	原料混合棟	川西1841-1	2002	24	不要	不要
14	東串良町有機堆肥センター	バラ製品ストック棟・後熟発酵棟①	川西1841-1	2002	24	不要	不要
15	東串良町有機堆肥センター	製品保管棟	川西1841-1	2009	17	不要	不要
16	東串良町営プール	男子更衣室兼事務所	川東5021	1968	58	未実施	未実施
17	東串良町営プール	女子更衣室	川東5021	1968	58	未実施	未実施
18	畜産センター	倉庫	新川西1832-1	1991	35	不要	不要
19	畜産センター	繋留場	新川西1832-1	1991	35	不要	不要
20	畜産センター	管理棟	新川西1832-1	1991	35	不要	不要
21	畜産センター	雨天審査場	新川西1832-1	2010	16	不要	不要

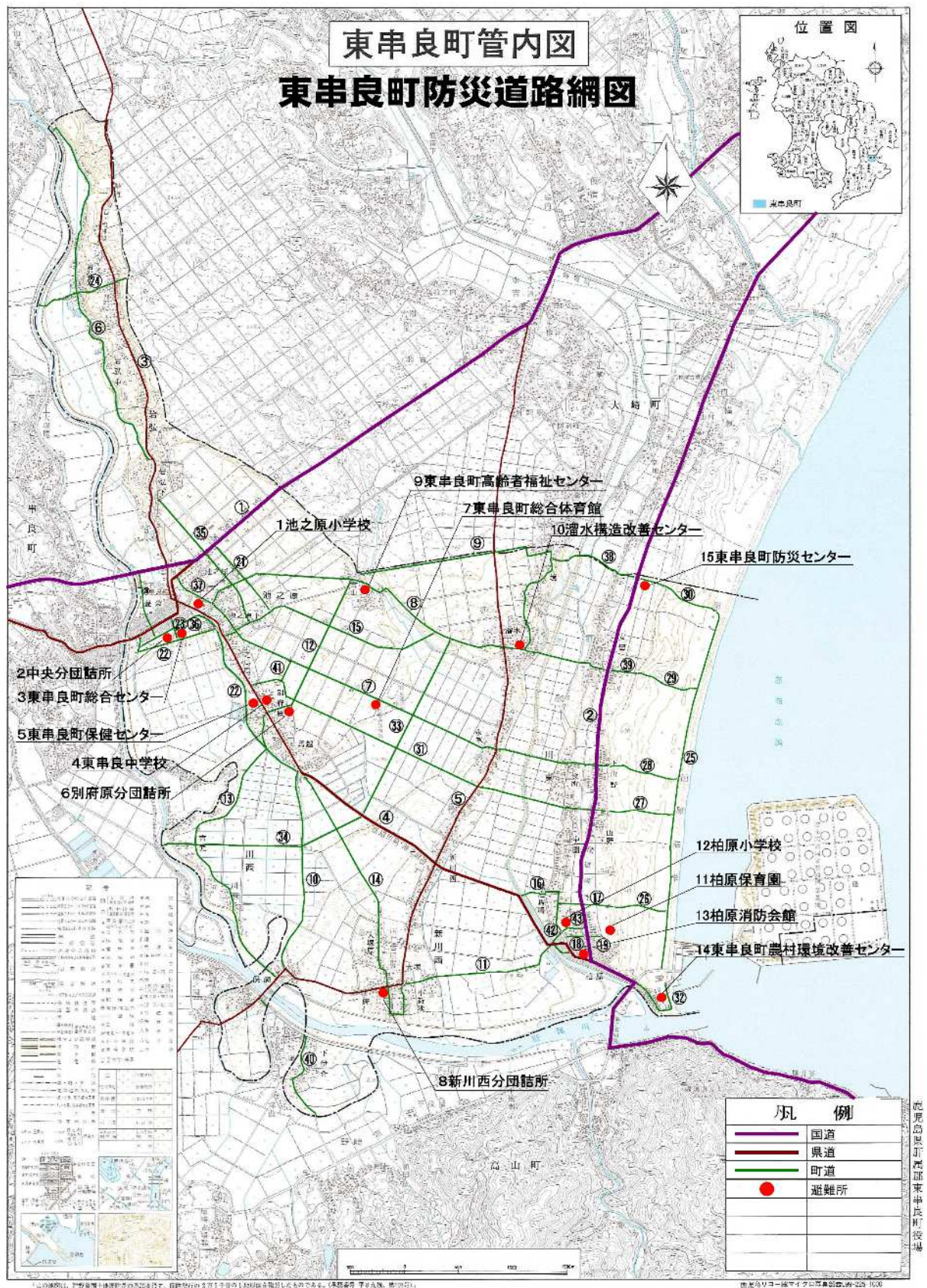
3. 揺れやすさマップ



4. 地域危険度マップ



5. 地震発生時に通行を確保すべき道路



第 9 章 参考資料

5. 地震発生時に通行を確保すべき道路

表 9-1 防災道路網 路線一覧表(出典:「東串良町地域防災計画」)

路線番号	種別	路線名	読み
①	国道	国道 2 2 0 号	ー
②	国道	国道 4 4 8 号	ー
③	県道	黒石串良線	クロイシクシラセン
④	県道	柏原池之原線	カシハライケノハラセン
⑤	県道	永吉高山線	ナガヨシコウヤマセン
⑥	町道	岩弘下中線	イワヒロシモナカセン
⑦	町道	池之原永峯線	イケノハラナガミネセン
⑧	町道	池之原安留線	イケノハラヤストメセン
⑨	町道	池之原境線	イケノハラサカイセン
⑩	町道	馬越俣瀬線	マゴエマタセセン
⑪	町道	唐仁柏原線	トウジンカシハラセン
⑫	町道	役場雪山線	ヤクバユキヤマセン
⑬	町道	役場俣瀬線	ヤクバマタセセン
⑭	町道	馬越唐仁線	マゴエトウジンセン
⑮	町道	池之原溜水線	イケノハラタマリミズセン
⑯	町道	弁天新町線	ベンテンシンマチセン
⑰	町道	熊之馬場松原線	クマノババマツバラセン
⑱	町道	新町線	シンマチセン
⑲	町道	山野新町線	サンヤシンマチセン
⑳	町道	豊栄鞍田線	ホウエイツツミタセン
㉑	町道	街道添線	ガイドウソエセン
㉒	町道	豊栄馬越線	ホウエイマゴエセン
㉓	町道	第 2 豊栄線	ダイニホウエイセン
㉔	町道	市之坂線	イチノサカセン
㉕	町道	防災汀線道路	ボウサイテイセンドウロ
㉖	町道	防災道路 1 号線	ボウサイドウロイチゴウセン
㉗	町道	防災道路 2 号線	ボウサイドウロニゴウセン
㉘	町道	防災道路 3 号線	ボウサイドウロサンゴウセン
㉙	町道	防災道路 4 号線	ボウサイドウロヨンゴウセン
㉚	町道	防災道路 5 号線	ボウサイドウロゴゴウセン
㉛	町道	下之馬場山野線	シタノババサンヤセン
㉜	町道	倉下線	クラシタセン
㉝	町道	西牟田雪山線	ニシムタユキヤマセン
㉞	町道	吉元溜水線	ヨシモトタマリミズセン
㉟	町道	岩弘青山線	イワヒロアオヤマセン
㊱	町道	豊栄大隅線	ホウエイオオスミセン
㊲	町道	岩弘池之原線	イワヒロイケノハラセン
㊳	町道	境安留線	サカイヤストメセン
㊴	町道	安留松原線	ヤストメマツバラセン
㊵	町道	俣瀬下伊倉線	マタセシモイクラセン
㊶	町道	第 2 中学校線	ダイニチュウガッコウセン
㊷	町道	学校下線	ガッコウシタセン
㊸	町道	柏原小学校東門線	カシハラショウガッコウヒガシモンセン

6. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法) 抜粋

平成七年法律第二百二十三号

最終改正 令和五年法律第五十八号

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等(第四条—第六条)

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置(第七条—第十六条)

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定(第十七条—第二十一条)

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等(第二十二条—第二十四条)

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等(第二十五条—第二十七条)

第七章 建築物の耐震改修に係る特例(第二十八条—第三十一条)

第八章 耐震改修支援センター(第三十二条—第四十二条)

第九章 罰則(第四十三条—第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、

第 9 章 参考資料

6. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法) 抜粋

資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。))について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが

必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。))に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。))であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び

第 9 章 参考資料

6. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法) 抜粋

耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障

害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勧案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第 9 章 参考資料

6. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法) 抜粋

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項

第 9 章 参考資料

6. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法) 抜粋

の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１）工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２）工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

6. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法) 抜粋

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事又は建築副主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認

第 9 章 参考資料

6. 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法) 抜粋

定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。))に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。))が存する建築物をいう。以下同じ。))の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。))は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。))の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(以下省略)

第 9 章 参考資料

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成十八年一月二十五日)

(国土交通省告示第百八十四号)改正 平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号

同 二八年 三月二五日 同第 五二九号

同 三〇年一二月二一日 同第一三八一号

令和 三年一二月二一日 同第一五三七号

同 六年 七月一〇日 同第一〇一二号

同 七年 七月一七日 同第 五三五号

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和六年一月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和五年七月閣議決定）及び防災基本計画（昭和三十八年六月中央防災会議決定、令和六年六月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和七年七月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和四年九月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項

第 9 章 参考資料

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこ

第 9 章 参考資料

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

ととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO との連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和五十六年六月一日から平成十二年五月三十一日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項 1 建築物の耐震化の現状

令和五年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千五百七十万戸のうち、約五百七十万戸（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から二十年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは二十年間で約百万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約一万千棟のうち、約八百二十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

める割合をいう。以下同じ。)は約九十三パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第一号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約千六百棟のうち約二百四十棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約八十五パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第七条第二号及び第三号に掲げるものについては、令和六年三月三十一日時点で耐震診断結果が公表された約七千三百棟のうち、約四千百棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約四十四パーセントである

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図(以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画(以下単に

「都道府県耐震改修促進計画」という。)の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

第 9 章 参考資料

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公

第 9 章 参考資料

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛 土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑 な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路 については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項におい

て準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が

第 9 章 参考資料

7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

(平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平三〇国交告一三八一・令三国交告一五三七・一部改正)

附 則

1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十号)の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。

2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。

3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則 (平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号)この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成三十一年一月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号)この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年七月一〇日国土交通省告示第一〇一二号)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

附 則 (令和七年七月一七日国土交通省告示第五三五号)この告示は、公布の日から施行する。

(以下省略)